

セカンドオピニオンのご案内

セカンドオピニオンの前提は、患者様の権利（自己決定と選択自由の権利）の尊重にあり、秋田労災病院では「患者様の権利と責務」に基づいて、以下の通りセカンドオピニオン指針を定めます。

1 当院にセカンドオピニオンを希望される場合

他の医療機関で診療を受けている患者様が、当院の医師のセカンドオピニオンを希望される場合

- (1) 担当医の紹介状、検査結果、レントゲン画像所見、病理診断結果等、診断に必要な資料を持参していただきます。
- (2) 完全予約制とさせていただきます。
- (3) 患者様ご本人が受診することが、原則となります。家族のみでの相談の場合は、患者様ご本人の同意書が必要となります。
- (4) セカンドオピニオンの相談内容は「診断・治療に関すること」に限り、下記の場合は該当しません。
 - ・ 現在治療を受けている医療機関への不満、転医希望
 - ・ 医療過誤及び裁判係争中に関する相談
 - ・ 死亡した患者様を対象とする場合
- (5) 相談時間及び費用
健康保険の適用になりませんので、自費になります。
1回（1時間以内）につき、10,000円（消費税抜き）です。
延長する場合は、30分毎に別途5,000円（消費税抜き）を加算します。

2 他の医療機関にセカンドオピニオンを希望される場合

- (1) 受診する医療機関名（できれば医師名）を特定して、紹介状を作成します。
- (2) 検査結果、レントゲン写真、病理組織結果等、診察に必要な資料を提供します。
- (3) 個人情報保護を考慮し、紹介状と資料は、患者様ご本人にお渡しします。
- (4) 紹介先が示したセカンドオピニオンは、当院への返書として受け取り、以降の当院での治療方針や検査の選択については、患者様ご本人の意思を尊重して行ないます。

詳細は外来1階「地域医療連携室」までお尋ねください。

地域医療連携室

TEL : 0186-52-3131 (内線 2782)